

農 業 委 員 会 議 事 日 程

日 時：令和 8 年 8 月 28 日(金)午前 10 時 00 分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 AB

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消しについて
6. 議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
8. 議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について
9. 議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
10. 議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について
11. 議案第 24 号 遊休農地に係る非農地判断について
12. 報告事項
 - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について
 - (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
13. その他
 - (1) 千曲市農業振興地域整備計画総合見直しについて
 - (2) 第 11 回県農業委員会大会における要請事項について

〔閉 会〕

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 14 名
北原譲二農地利用最適化推進委員外 13 名（原田友幸推進委員欠席）
- ◎事務局出席者 局長 大橋和也、次長 平塚弘太、農地係 北村一樹主任
- ◎農林課 農村振興係主幹 永田泰彦、伊藤謙主査
- ◎公民共創推進室 共創推進係長 伊藤孝雄、清水ひとみ主査

【 会議概要 】

大橋局長	令和 8 年 8 月の総会を開催いたします。 はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
柳澤会長	（会長あいさつ）
大橋局長	（経過報告）
議 長	ここで委員の出欠等について、事務局から報告願います。
平塚次長	（出席状況の報告）
議 長	定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開会いたします。 まず、日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足り うと思いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。 次に日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名するに、ご異議 ございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 2 番： ^{なかじま} 中島 ^{よしのり} 芳紀 委員、 3 番： ^{かまだ} 鎌田 ^{けいこ} 恵子 委員の両委員をお願いいたします。
議 長	日程第 5「議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消しについて」を議題といた します。事務局から説明願います。
平塚次長	（説明）
議 長	説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
	（進行の声あり）
議 長	進行いたします。 「議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消しについて」原案のとおり可決する ことに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので「議案第 18 号」は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第 6「議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。
平塚次長	(説明)
議 長	説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。 (質疑・意見なし)
議 長	進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。 「議案第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので「議案第 19 号」は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第 7「議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。
北村主任	(説明)
議 長	説明が終わりました。質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。
大島委員	12 番の大島です。 18 号バイパスを稲荷山方面からきますと八幡にスタンドがあるんですけど。そこを右に曲がってしばらく行った郡区の公民館と神社があります。 そこを通り過ぎ、桑原方面に 100m ぐらい行ったところを右に曲がってすぐ 50m ぐらい行った所を左に曲がって、また 50m ぐらい行ったところの突き当りの農地です。 農地の北側は申請者の自宅があります。自宅に入る侵入路が狭いため拡幅するための申請です。周りが申請者の土地ですから、別に問題はないと思います。以上です。
議 長	只今の報告につきまして、質疑・意見をございましたら挙手願います。 (進行の声あり)
議 長	進行いたします。 「議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。 続いて、日程第 8「議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」議題といたします。事務局から説明願います。
北村主任	(説明)
議 長	担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。
半田委員	14 番半田です。 8 月 24 日に担当農業委員及び推進委員で現地確認を行いましたのでご報告いたします。 場所につきましては、生萱区民広場から 100m ほど北にある住宅地で、平成 8 年 8 月に農地転用許可が取れ、住宅建売分譲地として 5 区画の造成を行い、4 区画の販売は完了しましたが、1 区画のみ住宅建築に至っておりません。 本申請は、一旦は住宅建築を予定し、所有権移転仮登記まで行っていた企業から住宅建築の予定が立たず、今日まで至っております。 ここで隣接居住者より、駐車場、簡易物置、家庭菜園用地として土地取得の要望があり、当初の事業目的に添わない転用申請となるため、本申請と併せて改めて農地法 5 条による転用申請を実施するしかないと判断しますので、問題ないと思います。以上です。
議 長	担当委員からの報告がありましたが、意見・質疑がございましたら挙手をお願いします。 (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結し採決いたします。 「議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」原案のとおり可決するに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので原案のとおり可決されました。 続いて、日程第 9「議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
北村主任	(説明)
議 長	質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いいたします。
唐木委員	7 番から唐木です。 8 月 24 日に北原委員と現地確認してまいりましたのでご報告申し上げます。 場所は、姨捨停車場線埴生中学校の南の方なんですけれども。この新田南っていう交差点この住宅街を 100m ほど何回か折り返しながら入った場所になります。 南側は通路。道路がありまして、西側が住宅。北側は用水路を挟んで農地。東側は農地になってますけれども、見た感じはもう遊休農地の状態と思われます。 こちらの耕作者は同意を得られております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道ということで、特段問題はないものと思います。

半田委員

続いて、2 番桜堂地積の案件です。これは2 軒の住宅分譲のための申請となります。
場所は18 号線から竹屋さんの東へ50m ほど入った場所になります。こちらは隣接農地はありません。通路と左右が住宅となっており農地はございません。
雨水は地下浸透。汚水は公共下水道でこちらも問題はないものと思います。以上です。

14 番半田です。

3 番と4 番、5 番案件についてですが、8 月24 日に担当農業委員及び推進委員で現地確認を行いましたのでご報告いたします。

まず3 番案件ですが、場所は雨宮日吉神社の北側、西に畑。北に宅地。東に道路があり、現状非耕作の畑で申請書は水道管設備の設置工事取替工事等の事業を行っており、資材置き場で十分な管理、保管スペースを確保するための転用目的の申請です。

隣接する場所には土留め等を施工し、周辺への土砂等の流出を防止する。雨水は敷地内浸透処理し敷地外へ流出はしない。

汚水の排水方法は公共下水道に接続し排水する。用排水は干渉する水路はなく隣接耕作者への説明及び同意も得られております。

また、亡父が申請地の一部に届出、許認可を失念したまま屋根付きの車庫・倉庫を昭和55 年頃建て、平成3 年に現所有者が相続しており、このことが今回顛末書が提出されており問題ないと思われます。

続いて4 番案件ですが、場所は雨宮グリーンタウンの北側。県道森篠ノ井線から50m ほど東で東西は宅地。南側に農地、北側は道路です。

申請者は現在パート住まいで将来を見据えての父親所有の土地に住宅を建てる目的の申請です。土砂の流出については、建物配置が南側水路から3m ほど離れているので水路に擁壁は設置せず東側は土留め、西側はブロック塀があるので流出の恐れはなく、雨水は地下浸透により排水し、南側水路には排水しない。建物は2 階建てであり隣接農地から離れて建てる予定で、日照通風の支障は軽微。汚水の排水は公共下水道に排水。

また、隣接農地耕作者への転用内容の説明、同意も得ているので問題はないと思われます。

続いて5 番案件ですが、先程の議案第21 号計画変更と同一案件で子供たちの所有する自動車の駐車スペースが必要になったこと。家庭菜園として植栽している状況を考えて、駐車場、買い物用の物置、家庭菜園用への転用目的の申請です。

建売住宅として許可を受けた後、隣接農地との境界部は、コンクリート擁壁で土砂等の流出防止をしており、雨水は地下浸透、用排水路はなく、建物は建てないため日照通風の支障はなく、隣接農地耕作者への転用内容の説明及び同意も得られております。

また、現状既に申請地の一部を駐車場として使用しており、農地転用許可済なので問題ないと思っていたが。今回の用途変更申請手続きを行う中で、改めて許可申請が必要であったことを知り顛末書が提出されております。

以上のことよりこの案件についても問題ないと思われます。以上です。

大島委員

12 番大島です。

6 案件と7 番案件を説明いたします。

22 日に農業委員の太田さんと現地確認をしたので報告いたします。

6 番案件は、先程4 条1 項で説明した進入路の残りの農地を全部買って、新築を目的にした申請です。北側は譲渡人の自宅。西側は畑、南側は市道、東側は譲渡人の進入路です。

隣接する耕作者の同意を得ています。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続予定で問題な

いと思います。

7 番案件です。

7 番案件は、私が住んでいる峯区の案件です。

峯の公民館を娯楽方面に 50m ぐらい行った右側の農地で、その一部を買って、住宅の新築を目的にした申請です。東側は市道、北側は空き家、西側・南側は譲渡人の農地です。

雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続予定であり、問題ないと思います。以上です。

議 長

担当委員からの報告が終わりました。質疑、意見を一括してお受けいたします。何かございますか。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

「議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決すること、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 22 号」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10「議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

只今の説明につきまして質疑・意見をお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

それでは進行いたします。採決いたします。

「議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第 11、「議案第 24 号 遊休農地に係る非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

只今の説明につきまして、質疑・意見をお受けいたします。何かございますか。

(進行の声あり)

議 長	進行します。 「議案第 24 号 遊休農地に係る非農地判断について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の議事は全て終了となります。 続いて、日程第 12 報告事項について事務局から説明願います。
平塚次長	<報告事項> (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
〃	(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について
〃	(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
農林課 伊藤	<その他> (1) 千曲市農業振興地域整備計画総合見直しの概要について (2) 第 11 回県農業委員会大会における要請事項について (3) 視察研修の日程について (4) 9 月総会の議案配布日程と資料差し替えについて (5) 熊本地震の義援金について
議 長	本日の日程は全て終了しました。これで 8 月の総会を閉会といたします。 大変ご苦勞さまでした。 [閉会] 午前 11 時 04 分

議 事 録 署 名 委 員

(令和 8 年 8 月 28 日 千曲市農業委員会第 5 回定例総会)

議 長 柳澤 雅仁

議席番号 2 番 中島 芳紀

議席番号 3 番 鎌 田 恵子